

可搬型ダストサンプラの購入

仕 様 書

1. 件名

可搬型ダストサンプラの購入

2. 目的

本件は、核燃料サイクル工学研究所が実施する原子力施設廃止措置促進事業「核燃料サイクル工学研究所施設の廃止措置」に関する A 棟及び B 棟施設の(特殊)放射線作業等において、作業環境における空气中放射性物質濃度の測定を行うために用いる可搬型ダストサンプラを購入するものである。

3. 購入品仕様

1) 製品仕様

可搬型ダストサンプラ (JREC 社製 ES-7517 相当品) 2 台

付属品・予備品 : 2 式 (カートリッジダミー、電源ケーブル (3m)、予備ヒューズ)

1) -1 集塵部、吸引部 2 式

- ・集塵方式 : 固定ろ紙集塵方式
- ・使用可能ろ紙等 : HE-40T、
CP-20、CHC-50 (外径 $\Phi 60\text{mm}$)
- ・有効集塵径 : 約 $\phi 45\text{mm}$ (HE-40T)
- ・サンプリング流量 : 最大 90 l/min 、定格 60 l/min

1) -2 制御部 2 式

- ・演算・制御方式 : CPU 基板 (専用ソフトウェア搭載)
- ・サンプリング制御
 - ① ポンプ制御回路 : トライアック制御
 - ② 操 作 : 開始、停止、設定
 - ③ 表 示 : 瞬時流量、積算流量、捕集時間、異常表示

1) -3 外形寸法、質量 : 約 $200(\text{W}) \times 300(\text{D}) \times 315(\text{H})\text{mm}$ (突起部を除く) 約 9kg

1) -4 環境条件

- ① 温 度 : $0 \sim 40^{\circ}\text{C}$ ただし、直射日光に当たらないこと
- ② 湿 度 : $20 \sim 90\% \text{RH}$ ただし、結露の無いこと
- ③ 吸引ガスの種類 : 大気圧空気

1) -5 電源条件

- ① 電 圧 : $\text{AC}100\text{V} \pm 10\%$ 単相
- ② 周波数 : $50/60\text{Hz} \pm 1\text{Hz}$
- ③ 容 量 : 約 10A

4. 納期

令和9年2月26日

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 安全管理別棟 (F棟)

(2) 納入条件

持込渡し

6. 提出図書

図書名	内 容	提出期限	部数
工場検査要領・成績書	工場の自主検査の要領及び結果を示したもの	検収前	1
取扱説明書	取扱の説明	納入時	1
その他	原子力機構が要求するもの	要求後速やかに	指示 部数

7. 検収条件

(1) 検査

①受注者工場において、工場検査要領書に基づき自主検査を行うこと。

②納入時、員数・外観検査及び動作検査を原子力機構立会いの下実施すること。

(2) 検収条件

第5項に示す納入場所に納入後、納入時検査に合格し、第6項に示す提出図書の完納を持って検収とする。

8. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

10. 保証

検収後 1 年以内に通常の使用状態において故障・破損・性能低下等の契約仕様に合致しない状態が生じた場合、無償にて速やかに修理もしくは交換を行うものとする。

11. 技術情報

受注者は、本仕様書に係る調達品の維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限定)を原子力機構に提供すること。また、技術情報の提供があった場合、原子力機構に提供された技術情報を他社と共有することを認めること。

12. その他

- (1) 受注者は、本契約において原子力機構が要求する全ての事項に対して責任を負い、仕様書の要求に満足したものを、定められた期日までに原子力機構に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り、欠陥等を発見した場合は、直ちに原子力機構に申し出かつそれらを適切に修正する責任を有するものとする。
- (3) 本業務において、品質保証に関する状況の確認、品質に関わる不適合に関する事項、その他原子力機構が認めた場合に実施する監査について、受注者（受注者が使用する下請業者を含む）はこれに応じなければならない。
- (4) 受注者は、本件に関わる品質管理（検査・図書作成等）について、受注者の品質保証体系の中で管理するものとする。なお、品質保証計画書の提出は不要とする。
- (5) 一般産業向けの工業品の評価に必要な情報の提供
一般産業向けの工業品について、原子力機構が要求する場合、原子力機構施設への適用の評価に必要な情報を提供すること。
- (6) 本業務にて合否判定測定に使用した計測器等がある場合は、その計測器等に係る校正記録、トレーサビリティ体系図を提出すること。
- (7) 本業務において、受注者の品質管理上の重大な不適合が発生した場合は、その内容及び処理について報告すること。

— 以 上 —